

## JVA認証苗の販売に関する基本契約書

▲▲▲ (以下「甲」という)、●●● (以下「乙」という) 及び一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会 (以下「JVA」という) は、甲乙間におけるJVA認証苗の販売に関して、次のとおり基本契約書を締結する。

### 第1条(定義)

本契約書において、次の語句の定義を、以下のとおりとする。

- 1 「JVA認証苗」: JVAが輸入した国の検疫を経た苗木のうち、JVAが定めるウイルス罹患率を低減するための栽培管理方法に準じて生産され、JVAまたはJVAが認めた機関によるウイルス検査を実施した苗木(※100%ウイルスフリーを保証するものではない)
- 2 「G1母樹」: 海外から輸入し植物検疫を受けたブドウ樹でJVAの管理する圃場で育成する母樹
- 3 「G2母樹」: JVAから提供されたG1穂木及びG1台木を用いて甲が育成する母樹
- 4 「ブドウ樹」: 苗木を育成することで得られるすべての幼木および成木

### 第2条(JVA認証苗の取引)

- 1 本契約書は、甲から乙に対してJVA認証苗の販売がなされるに際し、適用される。
- 2 JVA認証苗の所有権は、甲から乙へ苗木が引渡されたときをもって、甲から乙へ移転する。
- 3 甲は、JVA認証苗の販売時期・販売先・販売数量について、JVAに報告しなければならない。
- 4 甲は、乙から受領する販売代金から、その一部を認証料としてJVAに支払うものとする。
- 5 JVA認証苗は、JVA会員である者のみが購入できるものとする。ただし、JVA会員と資本関係がある法人で、かつ、JVAに対して事前に購入申請がなされたときは、JVAは当該法人による購入を認めることがある。

### 第3条(禁止事項と違反時の措置)

- 1 乙は、甲から提供されたJVA認証苗を以下の目的で利用してはならない。
  - (1) 増殖を目的とした自家農園や甲以外の苗木生産者での育成
  - (2) 自家農園のJVA認証苗から得た剪定枝を穂木または台木として利用すること
  - (3) JVA会員以外へのJVA認証苗や自家農園のJVA認証苗から得た剪定枝の譲渡、贈与、貸与
- 2 乙がJVA会員間でJVA認証苗を譲渡、贈与、または貸与するときは、譲渡人および譲受人はJVAと覚書を締結し、その内容を遵守しなければならない。
- 3 乙が本条に違反した場合、JVAは是正措置の実施を求めるとともに、以下の措置を講じる権利を有する。
  - (1) 乙に対し、違反内容の詳細報告と是正計画の提出を求める。
  - (2) 必要に応じて、JVAは乙に事前通知の上、植栽地に立ち入り、伐採または抜根を含む措置を講じる権利を有する。乙はこれに協力し、異議を述べないものとする。

### 第4条(会員資格喪失時の措置)

- 1 乙が会員資格を喪失した場合、乙は以下を速やかに実施しなければならない。
  - (1) JVA認証苗及びそれを育成したブドウ樹の伐採または抜根
  - (2) JVAに対する上記(1)についての実施報告と証拠資料(写真など)の提出
- 2 乙が前項に基づく義務を怠ったときは、JVAは乙に事前通知の上、植栽地に立ち入り、伐採または抜根を含む措置を講じる権利を有する。乙はこれに協力し、異議を述べないものとする。

### 第5条(ブドウ果実の取扱い)

乙は、甲から提供された苗木を育成した結果、収穫されたブドウ果実を、甲及びJVAの許可を必要とせず、自由に利用することができる。

### 第6条(免責事項)

- 1 甲は乙に対し、JVA認証苗を現状有姿で提供するものとし、甲及びJVAは、JVA認証苗について商業的価値及び特定目的への適合性、遺伝的安定性、生産性、病原体やウイルスの不存在に関して、一切の保証を行わないものとする。
- 2 JVA認証苗に欠陥が存在したときは、当該苗の所有権移転前に生じたことが明らかな欠陥(苗木の破損、芽の不存在など)の場合を除いて、一切の責任を負わないものとする。
- 3 上記以外の事項については、甲・乙・JVAの三者間で協議の上、対応を決定するものとする。

第7条(通知義務)

甲及びJVAは、G1母樹又はG2母樹のウイルス罹患があったとき、もしくは、JVAが必要と認めたとときは、乙に対し、速やかに当該内容を通知する。

第8条(秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は本契約の遂行に当たっては、相互の技術上および営業上の秘密を保持することは勿論、互いに不利益となるような行為をしてはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は本契約書の終了後であっても、互いの責によらず公知の事実となるまで有効とする。

第9条(その他)

本契約書に定めなき事項については、その都度甲乙及びJVAとの間で協議の上、円満に解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的方法により作成のうえ、甲乙合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年2月1日

甲 : ▲▲▲ (苗木生産者)

乙 : ●●● (苗木購入者)

JVA : 長野県東御市和5173  
一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会  
代表理事 鹿取みゆき